

保存期間：1年

(令和6事務年度末)

令和6年6月27日

各国税局（所） 法人課税課長 殿

国税庁

法人課税課 課長補佐

「移転価格事務運営要領」の一部改正を踏まえた留意点等について（事務連絡）

令和4年6月10日付査調12-100ほか3課共同「『移転価格事務運営要領』の一部改正について」（事務運営指針）（以下「本改正」という。）における、金融取引（平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「『移転価格事務運営要領』の制定について」（以下「移転価格事務運営要領」という。）3-7に定める金融取引をいう。以下同じ。）に係る独立企業間価格を算定する際の留意事項等の明確化に伴い、  
や署所管法人（以下「納税者」という。）からの金融取引に係る一般相談又は個別相談に対応するため、令和4年10月から  
及び令和6年4月から

納税者からの金融取引に係る移転価格税制に関する相談体制のほか、  
及び取引の当事者に係る信用格付等（移転価格事務運営要領3-8に定める信用格付等をいう。以下同じ。）の算定を行う際の留意点並びに金融データベース等の利用等に係る局間支援の手続き等を下記のとおり定めたので、適切に対応されたい。

記

1 納税者からの金融取引に係る移転価格税制に関する相談体制等

署法人課税部門で金融取引に係る移転価格税制に関する一般相談又は個別相談（事前確認に係るもの及び調査中のものを除く。）を受け、署にお

ける対応が困難であった場合には、速やかに局（所）法人課税課（以下「局法人課税課」という。）へ連絡し、局法人課税課の関与の下、質疑対応を行う。

局法人課税課は、必要に応じて局国際調査管理課（東京局又は大阪局にあつては調査第一部国際調査管理課、名古屋局にあつては調査部国際調査管理課、関東信越局にあつては調査査察部国際調査課、その他の局にあつては調査査察部調査管理課、沖縄事務所にあつては調査課をいう。）への支援を要請する。

なお、局国際調査管理課に支援を要請した個別相談案件について、局法人課税課が主体的に相談者対応を行うが、相談者への回答内容・方法等については、局国際調査管理課と相談の上、必要に応じて局国際調査管理課職員の同席を求めるなどにより対応することに留意する。

また、局国際調査管理課に支援を要請した個別相談案件については、相談者との応接、助言事項等を記録した（別添）「回答・訪問記録票」を局国際調査管理課の助言を得ながら局法人課税課にて作成し、課内決裁を了した上、その写しを署法人課税部門に税歴情報として扱うよう送付し、原本は局法人課税課にて照会関係書類（暦年5年保存）として保管する。

## 2 金融データベース等を利用する際の留意点

### (1) 金融データベース等の利用について

移転価格事務運営要領3-8(1)「金融取引に係る比較対象取引を現実に行われる取引の中から見いだすことが困難な場合で、金融市場における利率その他の現実に行われる取引に依拠した客観的な指標（以下「市場金利等」という。）で当該金融取引と通貨、時期、期間、信用力その他の比較可能性に影響を与える要素が同様の状況の下にあるものにより当該金融取引に係る比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる」の取扱いを基に、[REDACTED]金利等を算定する場合において、調査担当者は、国外関連取引の内容に応じて、別紙1-1「金融データベース等利用時の金銭貸借取引の検討表」、別紙1-2「金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表」及び別紙2<sup>1</sup>「定性評価調整及び親会社支援調整（付随的便益）の検討表」に記載された各項目の根拠となる各種書類等を入手し、検討を行うことに留意する。

### (2) [REDACTED]を用いた信用格付等の算定に係る入力及び保存を行う際の留意事項

[REDACTED]を用いて信用格付等を算定する場合に、取引当事者<sup>2</sup>等の個別名称を検索及び抽出し、[REDACTED]

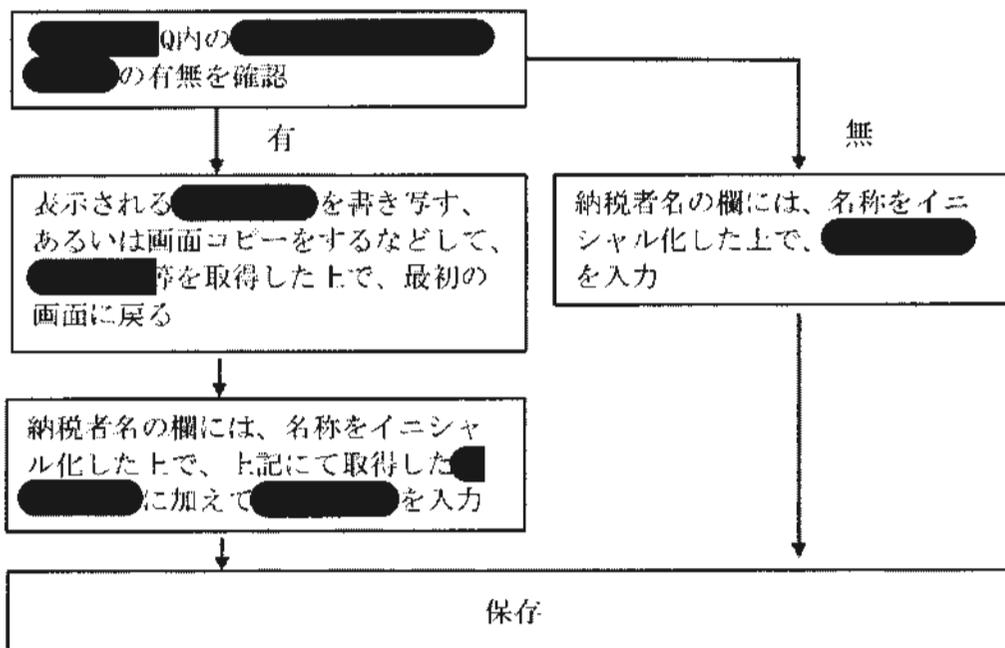
<sup>1</sup> [REDACTED]

<sup>2</sup> 取引当事者等とは金銭貸借取引における借手、貸手及び借手の親法人又は債務保証取引における被保証人、保証人並びに被保証人及び保証人の親法人をいう。

<sup>3</sup> [REDACTED]

を活用することができる。その際、検索により抽出された  
を入力及び保存することは、情報セキュリティの観点から禁止する。そのため  
を加えた上で、信用格付等の算定を行う場合には、当該  
取引当事者等の名称を入力する欄に個別名称を入力することなく、必ずイニシャル化した上で、改めて新規に  
の入力を進め、保存を行うことに留意する（フロー図参照）。

を用いた信用格付等の算定に係る入力及び保存に係るワークフロー図



### 3 取引当事者等の信用格付等の算定を行う際の留意点について

の評価モデルのうちを用いて信用格付等の算定を行う際は、に加えて、原則として、取引当事者等の定性評価調整及び親会社支援調整の情報等の入力が必要となる。

なお、入力に当たっては、別紙2 参照資料「定性評価調整及び親会社支援調整（付随的便益）の入力に関するガイドライン」に従い、個々の事案



る事項をはじめとした必要事項並びに参考となる資料を検索等実施局に対して提供し、検索等実施局は適宜の方法で検索等依頼局に対して回答する。

なお、検索等の依頼に当たっては、検索等において入力に要する事実関係を明らかにするとともに、事前に調査内容について自局の局国際調査管理課に相談するなど、金融データベース等の利用による検索等の必要性を十分に検討する。

また、検索等実施局の端末及び利用 ID の数に限りがあること及び作業には相当の日数を要することから、検索等依頼局は、更正期限ないし処理期限間際とならないよう、作業期間に配慮し、余裕を持って依頼することに留意する。

## 6 経過的取扱いの適用に関する留意点について

令和4年7月1日より前に開始する事業年度の法人税の調査については、本改正前の「移転価格事務運営要領」（以下「旧要領」という。）に沿って独立企業間価格の検討を行うことから、

● [Redacted text]

(別紙1-1)

金融データベース等利用時の金銭貸借取引の検討表 ((注) 1、2)

項目		1	2	3
調査法人名				
取引当事者等	貸手	法人名		
		国名		
		業種		
	借手	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 (注) 3)		
	借手の 親法人 (注) 4)	法人名		
		国名		
		業種		
格付評価機関・信用格付				
取引内容	通貨			
	金額			
	貸付開始日			
	貸付満期日			
	貸付期間			
	貸付利率			
	返済方法 (一括返済 or 分割返済等)			
	金利設定方法 (固定 or 変動)、(単利 or 複利) (1年払い or 半年払い)			
	備考			

(注) 1 上記表はあくまで金融データベース等の入力項目の例示であり、場合によっては、比較対象取引を選定する際の情報に不足が生じる可能性がある。検索等実施局から追加の情報の提供の指示を受けた際は、検索等依頼局は速やかに当該情報を提供すること。

- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]

(別紙1-2)

金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表 ((注) 1、2)

項目		1	2	3
調査法人名				
取引当事者等	保証人	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 (注) 3		
	被保証人	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付 (注) 3		
	保証人の親法人 (注) 4	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付		
	被保証人の親法人 (注) 4	法人名		
		国名		
		業種		
		格付評価機関・信用格付		
取引内容	通貨			
	金額			
	貸付開始日			
	貸付満期日			
	貸付期間			
	貸付利率			
	返済方法 (一括返済 or 分割返済等)			
	金利設定方法 (固定 or 変動)、(単利 or 複利) (1年払い or 半年払い)			
	保証開始日			
	保証満期日			
	保証期間			
	保証料率			
保証枠・保証対象 (※必要に応じ別に記載。)				

(別紙1-2)

金融データベース等利用時の債務保証取引の検討表 ((注) 1、2)

コストアプローチの算定に必要	保証料率設定方法			
	債務の種別 (有担保優先 or 無担保優先 or 有担保劣後 or 無担保劣後)			
	債務の種別が「無担保優先」の場合 被保証人の担保付債務の金額が、全有利子負債 ((注) 5) の金額の 50% 超か ((注) 6) (Yes or No)			
	備 考			

(注) 1 上記表はあくまで金融データベース等の入力項目の例示であり、場合によっては、比較対象取引を選定する際の情報に不足が生じる可能性がある。検索等実施局から追加の情報の提供の指示を受けた際は、検索等依頼局は速やかに当該情報を提供すること。

- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]
- 5 全有利子負債とは、財務諸表の負債の部の科目のうち借入金、社債といった資金調達に係る科目をいう。
- 6 [Redacted]



【定性評価調整】				
番号	項目	評価	概要	備考
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
2	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
3	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

【定性評価調整】				
番号	項目	評価	概要	備考
4	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
5	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
6	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

【親会社支援調整（付随的便益）】				
番号	項目	評価	概要	備考
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

回答・訪問記録票

法人名	( )	事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日	法人課税課担当者名	
年月日	確認方法	応接者 (氏名・役職)	確認事項等		国際調査管理課
	確認項目				確認欄
	同席(有・無) 同席者:				年 月 日 確認者:
	【国際調査管理課意見】				
	同席(有・無) 同席者:				年 月 日 確認者:
	【国際調査管理課意見】				

法人名	( )	事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日	法人課税課担当者名	
年月日	確認方法	応接者 (氏名・役職)	確認事項等		国際調査管理課
	確認項目				確認欄
	同席(有・無) 同席者:				年 月 日 確認者:
	【国際調査管理課意見】				
終了 確認日		法人課税課 終了確認者			

## 「回答・訪問記録票」の記載要領

「回答・訪問記録票」は、金融取引に係る移転価格税制に関する個別相談のうち、国際調査管理課（東京局又は大阪局にあっては調査第一部国際調査管理課、名古屋局にあっては調査部国際調査管理課、関東信越局にあっては調査査察部国際調査課、その他の局にあっては調査査察部調査管理課、沖縄事務所にあっては調査課をいう。）に支援を要請するものについて、相談者との応接状況などの経過や国際調査管理課に確認した内容等について時系列に作成する。

### 1 「法人名」欄

個別相談があった法人名を記載し、括弧内には局署整理番号を記載する。

### 2 「事業年度」欄

個別相談の対象事業年度を記載する。

### 3 「法人課税課担当者名」欄

主体的に相談対応を行う局法人課税課の担当者名（複数可）を記載する。

### 4 「年月日」欄

相談者と応接した年月日を記載する。

### 5 「確認方法・確認項目」欄

相談者と応接した方法及び確認した項目について記載するとともに、局国際調査管理課職員の同席の有無（同席があった場合は同席した職員名）を記載する。

### 6 「応接者」欄

応接の相手方の氏名及び役職を記載する。

### 7 「確認事項等」欄

相談者に対する確認事項等を記載する。

### 8 【国際調査管理課意見】欄

国際調査管理課職員による意見を記載する。

### 9 「国際調査管理課確認」欄

4から8を確認した日付・職員名を、国際調査管理課職員が記載する。

### 10 「終了確認日」「法人課税課終了確認者」欄

個別相談が終了したことを確認した日及び確認者の氏名を、確認者（決裁者）本人が記載する。